「緊急事態宣言」の発令に伴う生涯学習プラザの休館について (令和2年5月7日現在)

当財団では、4月7日に発せられた「緊急事態宣言」を踏まえ、対象期間である5月6日まで生涯学習プラザを臨時休館としていました。この度、「緊急事態宣言」が神奈川県内において延長されたことに伴い、生涯学習プラザの休館を延長させていただきます。ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほど宜しくお願いします。

なお、当財団が主催する第1期の講座・教室については、「<mark>緊急事態宣言</mark>」の 延長に伴い中止または延期といたします。

※ 今後の講座・教室の対応の詳細についは、こちらをご参照ください。

【臨時休館期間】 5月7日(木)以降、当面の間

【臨時休館中の対応】

- 貸館は中止し施設の利用はできません。
- 6月1日以降の施設の利用予約は、次のとおりです電話(平日:8時30分~17時00分)、HP、Fax(一部の講座に限る)をご利用ください。
- 土、日、祝日については、電話での受付業務等は休止いたします。

【その他】

- 貸館利用の中止に伴うキャンセル料は、新型コロナウイルスの感染予防を 理由とした場合は引き続き不要とします
- 貸館利用等の再開については、改めてお知らせいたします。

令和 2 年 5 月 7 日 (公財) 川崎市生涯学習財団 電話 044-733-5560(代)